総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和７年３月 18 日
開会時刻	午前 10 時 24 分
閉会時刻	午前 10 時 52 分
出席委員名	○大西要一　三野泰嗣　川口　浩　井村貴志 岡田善行　辻　孝記 浜口和久　議長
欠席委員名	西山則夫
署名者	―
担当書記	中谷圭佑
協議案件	１　伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について ２　地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について≪報告案件≫
説明員	総務部長、総務部参事、 産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長 その他関係参与

協議経過

西山委員長欠席のため、大西副委員長が委員長職を代行し、開会宣告、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」外１件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会　午前10時24分

◎大西要一副委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は６名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」、及び報告案件として、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」であります。

議事の進め方については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について】

◎大西要一副委員長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」の御協議をお願いします。

当局から説明をお願いします。

総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件でございますが、ただいま副委員長から御案内がありましたとおり、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」外１件でございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

それでは、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」御説明いたします。去る令和７年２月26日に第４回伊勢市宿泊税検討委員会が開催され、「１　伊勢市宿泊税検討委員会からの答申内容」に記載のとおり、市から令和６年９月４日に諮問した宿泊税の導入

について、令和７年２月28日に答申が提出されましたので、その内容報告と今後の市の方向性について御説明いたします。

資料１－２の１ページを御覧ください。「１．宿泊税の導入について」でございますが、記載のとおり、「伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税の導入が妥当である」という答申を頂きました。次に、「２．めざすべき方向性について」ですが、市内宿泊客の増加、伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加、観光客、市民双方の満足度向上、「３．宿泊税の使途について」は、市民生活にもよい影響を与えるよう、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地づくりのための施策として、「来訪者の満足度、受入環境の向上」、「観光資源の発掘、磨き上げ」、そして「持続可能な観光地づくりの推進」の３点を主要用途の柱とすることを答申いただきました。

次に、資料１－２の２ページを御覧ください。「４．主な税制概要」でございます。上段から、課税客体については、市内に所在する宿泊施設として、簡易宿所や民泊施設も含めた宿泊行為としております。次に、課税標準は宿泊施設への宿泊数としております。納税義務者は、宿泊施設への宿泊者。徴収方法は、宿泊事業者が宿泊者から徴収し、市へ納入する特別徴収とし、特別徴収義務者は旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者としております。申告期限は、毎月末までに前月の初日から末日分を申告し、納入することとしております。税率（税額）は、税率区分は設けず、１人１泊200円の一律定額とすることとしております。税額については、旅行者へのアンケート結果や、宿泊者の負担感並びに宿泊事業者が特別徴収する際の事務の負担も過度にならないことなど、簡素を重視した一律定額200円として御検討いただきました。免税点や課税免除については、なしとしております。全ての宿泊者は、何かしらの行政サービスを一定程度受益していることを基本とした応益負担の考えを根拠として、全ての方が等しく一律定額で御負担いただくということや、宿泊者にも事業者にも分かりやすく、宿泊事業者の事務負担軽減を重視し、御検討いただきました。罰則規定は、帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合、１年以下の懲役または50万円以下の罰金。課税期間（見直し期間）は、原則５年ごとに内容の見直しとし、社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しの検討を行う必要がある。特別報償金等は、宿泊税導入に伴う徴収事務に係る負担の軽減と、円滑な徴収のために、特別徴収事務交付金を創設し、期限内申告により納入額の2.5％を交付することとして答申いただきました。

最後に「５．留意事項について」は、上から、「宿泊事業者の理解、負担軽減、宿泊事業者との意見交換」、「宿泊事業者の事務負担軽減のためのシステム整備等の支援策」、「宿泊客への十分な周知と理解」、「宿泊税は宿泊客や宿泊事業者に還元する」、「修学旅行やスポーツ・文化大会等の団体旅行の誘致」、「南海トラフや大規模イベント等の開催を想定し、いざという時のための基金設置等の検討」、「見直しや使途、その効果等の検証は行政のみだけではなく、外部組織で検証、そしてその結果を広く共有」、「伊勢志摩地域一体となって連携する」、「三重県が導入するとなった場合の配慮について」、と検討委員会から９点の留意事項を頂きました。

制度内容を検討いただくに当たっては、税の原則、公平、中立、簡素の要件を十分満たすという点はもとより、特別徴収義務者として、宿泊者から税の徴収を行うこととなる宿

泊事業者の現状なども踏まえて検討いただいた結果となっております。以上が、検討委員会から頂いた答申内容でございます。

資料１－１へお戻りください。「２　今後の方向性」についてですが、市としては、検討委員会で示された答申内容を尊重し、宿泊税を導入することを基本的な方針とし、答申で示された「めざすべき方向性」、「宿泊税の使途」、「主な税制概要」を基本として検討を進めるために、パブリックコメントや宿泊事業者に対して説明会等を実施し、詳細な制度を構築していくために検討を進めていきたいと考えております。

次に、「３　今後の予定」ですが、答申内容を本市の基本的な考え方として、市民からの意見を求めるため、３月下旬からパブリックコメントを１か月間実施し、令和７年４月には宿泊事業者等への説明会を開催、その後、産業建設委員会、総務政策委員協議会へパブリックコメント等の報告と、市の方針（案）を御協議いただきたいと考えております。

繰り返しにはなりますが、市としては、検討委員会で示された答申内容を尊重するとともに、基本的な方針として、今後様々な関係者の意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入に向けた方向性について」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

川口委員。

〇川口浩委員

今回検討委員会から答申が出されたわけですけれども、今後手続としてパブリックコメント、宿泊事業者などへの説明会の開催と進んでいくわけですけれども、この答申をそのまま市の方針として、パブリックコメントの実施などに進んでいくのかどうか。市として、この答申に対する姿勢というか方針、修正する点などないのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですが。

◎大西要一副委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

まず、市の考え方としましては、宿泊税を導入するということは、もう基本的な方針とさせていただきたい。その上で、詳細な部分につきましては、検討会から頂いたものを尊重して考えていきたいというふうに思っております。以上です。

◎大西要一副委員長

川口委員。

〇川口浩委員

答申の中で、留意事項として、いくつか項目が挙げられています。これらは全て、今後、市の方針を決めていくに当たって前提条件としていく、逆に言うとこれに縛られるというんですかね。これを尊重する形で、進めていくという理解でいいんですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
今後、また宿泊事業者の皆様からの御意見も説明会等で頂くことにはなりますけれども、基本的な考え方としては、これを尊重していくという考え方でおります。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員
宿泊税の使途、使い道に関してなんですけれども、資料１－２の３のところでは、宿泊税の使途についてということで、「市民生活にも良い影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための以下の施策」なんていう記述があって、市民生活ということにも配慮がなされているようには思えるんですけれども、一方でこの留意事項を見ますとね、「宿泊税の使途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること」という表現がありまして、これを素直に読みますとね、例えば観光キャンペーンであるとか、誘客、集客のための政策に、宿泊税が使われるのかなというふうに思えるんですけれども、そうしますと、一方で市民生活への好影響という点で、当然、観光客の方、訪れる方が増えてきていらっしゃると交通渋滞だとか、あるいはそのごみ処理だとか、観光公害、オーバーツーリズムの問題っていうのがクローズアップされてくると思うんですが、何かその辺に対する、配慮というんですかね、具体策っていうものが見えてこない。そもそも、どういうふうに使うのかという、使い道ですね、何かはっきりしてこないところが率直に言ってあると思うんですが、その辺いかがですか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
先ほど来御紹介いただいております、住んでよしと、市民の方への影響という部分につきましては検討会の中でも、例えば、駅のバリアフリー化であったり、二次交通の充実ということになりましたら、観光客以外にも、市民の方の利用もよくなるというような検討会での御議論もいただきました。まず、それとあわせまして、まさに御紹介いただきましたキャンペーンを打つとかですね、そういったことというのは、まさにこの宿泊税を使って、宿泊客を増やしていく大事な部分ではあるのかなということで、検討会で御議論いただいて私ども、そのような考え方だなということで理解させていただいたところです。以

上です。

◎大西要一副委員長
　川口委員。

○川口浩委員
　私、12月の末に開かれた検討会も傍聴させていただいて、そこで、事業者の方々のいろいろな懸念とか御不安というのもお伺いしましたけれども、宿泊税の検討会っていうその性質上、住民の方っていうのは、もうそもそもメンバーとして入ってらっしゃらないですし、その辺の配慮だとかっていうことがどこまで議論されたのか、この検討会の場で議論されたのかっていう点ではちょっと、ある意味その性格上仕方がないのかなっていうところもありますけれども、むしろその点を市の姿勢としてね、補っていただきたいと私は思っておるんですけれども。そうしますと、今後パブリックコメントなどの手続を進めていくに当たって、その辺は特段、新たに何か追加するとかそういうことはないということで理解してよろしいですか、このままいくということですかね。

●吉居観光振興課長
　今回の宿泊税というのは、税金を納めていただくのは基本的には、大多数が市外の宿泊者の方という性質もございまして、今回検討委員会の中には、市民代表という方を含めてなかったというのが実情でございます。さらに、今後いろんな協議を進めていく中では当然市民の皆さんのお声も頂かなければならないというところで、パブリックコメントを実施するということで御理解いただけたらと思います。

◎大西要一副委員長
　川口委員。

○川口浩委員
　最後になりますけれども、この宿泊事業者、一概に言いましても民泊の方々など、今回主として、あるいは検討委員会としてどこまで意見を聞かれているのか、拾い上げているのかっていう意味で、私、率直に言っていろいろ強い反対の声も、民泊の方々、複数の方々からお伺いしているので、その辺の声もしっかり聞いて進めていただきたいと思います。
以上です。

◎大西要一副委員長
　他に御意見はありませんか。
　辻委員。

○辻孝記委員
　私も少し聞かせてください。先日の産業建設委員会の中でも、一度議論がされましたけ

れども、先ほども川口委員から話がありましたが、先ほどの留意事項の中で、「宿泊税の使途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること」というのがあって、そのときの議論の中で、補助金等も考えていきますというふうな話があったかというふうに思いますが、その辺のところはどういうふうに理解したらいいですか。

◎大西要一副委員長
　観光振興課長。

●吉居観光振興課長
　まだ具体的にどういった補助金をというのは、ここの議論ではないのかなと思ってますけど、そのあたりも宿泊事業者との説明会の中でですね、御意見をちょうだいしていきながら、宿泊事業者に対するよりよい補助金、制度なんかを構築していきたいなというふうには考えております。以上です。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員
　こういったことをやるとですね、事業者が100以上あるかというふうに思いますが、そういった中で100事業者の中には新しいホテルもあれば、先ほどお話あった民泊のところもあろうかというふうに思いますし、整備がなかなかできてない宿泊施設もあるのかなというふうに思うんですが、補助金が当初、この導入によって１億6,000万ぐらいでしたっけ、税収が増えるというふうな話があったかというふうに思うんですが、その使途として、使い道としてですね、本当にそういった形でいいのかどうかってのがよく分からなくって、本来であれば、税金を納める方々に対しての還元であるべきだというふうに思うんですが、その辺の理解というのは、どのようにされておるんですか。

◎大西要一副委員長
　観光振興課長。

●吉居観光振興課長
　例えば宿泊事業者への補助金ということで、なりましたら、例えば補助金を交付することによって宿泊施設が、例えば和室から洋室化になって、かつ、そこに宿泊者が洋室化を望んでリピーターとなっていただく。そういったいいような効果が生まれれば、この宿泊税というものがぐっと生きてくるのかなというふうには考えております。以上です。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員

なかなか偏ってしまうような補助金制度というのはいかがなものかなというふうには思っておりますし、せっかくやるっていうことは、別にやること自体がどうのこうの、僕はあんまり言いたくないんですが、いい形にしてもらいたいなというふうに思っているんですが、まず、その利用者の御理解がまず大事であろうというふうに思います。いろんな組織の代表が来ていただいて、協議をしてもらったということではありますけれども、その協議された中での、組織の中がどこまで浸透しているのか、先ほど川口委員の話を聞きますと、なかなか理解されてないんじゃないかなというふうなお話も伺えるので、そういったことを先にされてですね、それからまとめてもらうのがいいかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
検討会の中では各組織の代表者に参画していただきまして、各組織の代表の意見を述べていただいたというふうに考えております。その結果が、４回の検討会を経て答申内容に反映されたものと考えておりますけれども、例えば組合の未加入の宿泊事業者であったり、先ほど御紹介いただいた民泊の利用者の皆さんに対してはですね、説明不足であるという部分は否めない部分があるのかなというふうに考えますが、今後、このお示しさせていただいた答申内容をしっかり説明させていただいて、理解を求めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員
パブコメをする資料として、どういった資料が出されるのか。先日も産建のほうでも議論がありましたが、パブリックコメントを出すという資料が、我々議会のほうにですね、こういう資料で出しますというのが、今、出されていないということで理解していいんでしょうかね。

◎大西要一副委員長
観光振興課長。

●吉居観光振興課長
現在のところは議会のほうへお示しはできておりません。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員
　手法としてですけども、そうするとこのスケジュール感を見ますと、３月下旬にパブリックコメント実施ということでありますので、そうするともう一度、こういった協議会等を開いていただいて、議会に対してですね、パブリックコメントの資料というのはお示しされると理解していいですか。

◎大西要一副委員長
　観光振興課長。

●吉居観光振興課長
　基本的な考え方としまして、今回頂いた答申内容、方針も含めた答申内容について、パブリックコメントを出させていただくということで考えております。以上です。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員
　形としては、どんな形になるんですか。先ほど話がありましたが、いろんな御意見も聞いていただいて、そういったものも市の考え方というものを、今、出ているのが、検討委員会で出されたもの、答申だけですので、答申を出すというわけじゃなくって市の考えも入れるというお話だったと思いますが、市の考えが入ったものがいつ出るのか、それはいつ議会に提出されるのか、お聞きしたいんですが。

◎大西要一副委員長
　観光振興課長。

●吉居観光振興課長
　基本的にはパブリックコメントに出させていただく際に、市の考え方として、先ほど来申しております、宿泊税を導入するということと、この答申内容を尊重するという文言をつけた上で、パブリックコメントに出させていただいて、そのあと御意見を頂いて、最終的に市の案をまとめたものを、４月の下旬に御協議させていただくという考え方でおります。以上です。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員
　ちょっと理解できないんですが、私が聞いているのは、まずはパブリックコメントに出す資料がこれではないですよね。今もらっている資料ではないですよね。それを考えると、こういったものを出しますというものを、まず議会に出されて、これでいいですかねって

聞いていただくのが本来であるかなというふうに思うんですが、その辺の考えは、別に議会はそんな考えなくていいんだというふうに考えておられるのか、ちょっと聞きたいです。

◎大西要一副委員長
　産業観光部参事。

●小林産業観光部参事
　今おっしゃっていただいたことも検討させていただいて、改めて、ちょっとこちらも調整をさせていただきたいと思います。その結果また、お知らせさせていただきたいと思いますので、御了解をお願いいたします。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員
　そうすると事前に議会のほうには、その資料を見せていただけるという、説明してもらえるということで理解していいんですね。

◎大西要一副委員長
　産業観光部参事。

●小林産業観光部参事
　その点、こちら当局側としても、検討調整させていただきたいと思います。

◎大西要一副委員長
　辻委員。

○辻孝記委員
　今回の宿泊税に関しましては当然目的税ということでありますので、目的税っていうのは先ほど少し触れましたが、本来であれば、納める方々に還元していくものであるというふうに思っております。そういったことを考えると、どのように使っていくのが一番いいのかっていうことも含めてですね、やっぱりパブコメには載せていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、そういった議論も、産建であったり、この総務政策委員協議会であったりですね、皆さんの御意見も聞いていただきながら、取り組んでもらいたいなというふうに思ってますので、ちょっと慌てることなくですね、慎重にやっていただきたいなというふうに思いますので、その点だけお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎大西要一副委員長
　産業観光部長。

●佐々木産業観光部長
今、おっしゃっていただいた御意見も参考にしながら、引き続き丁寧に慎重に進めたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎大西要一副委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長
他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について】

◎大西要一副委員長
続いて、報告案件に入ります。
「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）について」、当局から御報告をお願いします。
総務部参事。

●上田総務部参事
それでは、地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）につきまして、御手元の資料に基づき、御説明申し上げます。
改正事項でございますが、１つ目が、軽自動車税種別割の車両区分の見直しでございます。これは、令和７年11月以降、新たな排ガス規制が適用されることに伴い、道路交通法及び道路運送車両法体系が見直されたことにより、新たに総排気量が125ｃｃ以下で、最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイク（新基準原付バイク）の軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする規定を追加するものでございます。
２つ目が、固定資産税の軽減措置の手続要件の緩和でございます。長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の軽減措置の手続について、個々の区分所有者から必要書類の提出がない場合であっても、マンション管理組合等の管理者等から書類の提出があった場合には、軽減措置を受けることができる規定を追加し、適用期限を２年延長するものでございます。また、このほか、条項移動の整備等、法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございます。以上が、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改正（案）の概要でございます。これは現在、国会にて審議中の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（案）に基づき、４月１日から施行するものについて、一部改正（案）を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますことから、地方自治法第179条第１項の規定により、専決処分させていただく予定のものでございます。
以上、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部改

正（案）について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎大西要一副委員長
　本件は報告案件でありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長
　御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。
　以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　午前10時52分